

れた。五十年近くも繼續せる國內戦争及び遠征討伐の後の國家秩序は、この言明があつてから特に迅速に恢復して行つた。だが、滿洲人の墮落及び彼等の中國の地主、官僚、及び商業・高利貸資本との結托の結果は、この原則を變更させてしまひ、また太平天國の亂以後は、彼等は更に實際的に大なる改變を加へた。太平天國の亂後、安徽の南部を游歴したリヒトホーフエンは次のやうに言つた農村中の最大部分の住民は貴川、四川、及び湖南の各省より移住せる移民である。それらの土地が二ヶ月間耕作された後には、移民は土地の所有者に成るのである。だから、彼等は何ものでも政府に納めてゐないので、前から住んでゐる住民は却つて各略〇・八〇元乃至四元の土地稅を納めてゐる。何故なら、土地は家族か、血族か、或ひは農村共同體の何等かの形態による所有であると認められてゐたからである（註十一）。官僚、財閥、商人、及び高利貸の荒地に對する掠奪、拓殖基金に對する掠奪は、義和團事件以後に於いて始めて大規模に開始された。『拓殖局』が一たび創立されるや、財閥共は安い價格で遊んでゐる土地を買收して、極めて高い價格をもつて再びその土地を他に轉賣するか或ひは奴隸的條件をもつてその土地を小作に出した。我々はすでに滿洲及び内蒙古に於いてかゝる掠奪が如何なる結果を生み出したかを見て來た。我々は回想して見やう——もし、かゝる事情の下に於いて例へば、江蘇省の北部に於いて、『拓殖局』が三千萬元をもつて三千萬畝の土地を購入し、即ち、一元で一畝を購入し、借地料の形態によつて直接に小作人から收穫の四〇パーセントを奪取するとすればこれらの事實を基礎として、我々は土地の所有及移民に對する國家の政策は中國に於いてはすで

ヒどのやうな變動を受けてゐるかについてのある印象を得ることが出来るであらう。

B、蘆地及び葦地 サハロフはかゝる國家的土地位の形態を次の如くに分析してゐる——。

『江蘇、安徽、江西、湖北、湖南の諸省の揚子江沿岸に於いては、常に大水に蔽はれてゐる土地は固定的な所有主、及び課稅を持つことが出来ない。かかる土地に於いては蘆や葦を植えることが許されて居り、もしもそれらの土地が水災に遭はないやうな場合には、また國家に納稅すれば稻や麥を植えることが許されてゐる。かかる土地は合計十一萬一千五百八十六頃と十一畝に達する』。(サハロフ著、『中國の土地所有制』四十六頁を見よ)。

簡単に言へば、中國の官吏達もまた彼等の管理の故に招來せる貧困のことを理解してゐる。かかる稅金を蘆草稅と名づけ、且つ草の價格の一〇パーセンの標準に従つて徵收される。中國の農民はあらゆる原料の價值を利用することを知つてゐる。彼等は蘆草によつて筵を織りまた籠類を編み、現在に至るも中國に於いてはそれを棉花の荷作り及びその他の嵩張つた商品の包裝に充用してゐる。一九二一年の水災の時には、直隸省の饑餓民は水溜りのある地帶で魚を捕へて生活した。中國の農民はあらゆる可能性を利用して生存のための資料を獲得することを理解して居り、中國の官吏もまた農民の生活行動のあらゆる現れを理解することを學んでゐる。蘆地及び葦地の國家的所有は即ちかくして發生したものである。

蘆地及び葦地は現在では殆んど各省にある。革命の主要任務の一は即ちかゝる蘆地を耕地に變へる

ことである。

C、砂土地或ひは冲積地 中國では一般に、そして特に黃土地帶の河流に於いては、大量の泥土及砂礫を押流してゐる。これらの江灣内の泥土及び砂礫によつて新しい地帶が形成される。これらの土地のために、農民が官吏から單に稅金を徵收されるばかりでなく、また土地購入價格をも徵收された後で、農民は再びこれらの土地を耕作する。崇明島に於いては、かゝる土地に對して三年間に亘る農民の擾亂が續けられたが、その結果は殘酷な方法によつて壓迫されてしまつた。地主は常に冲積地を掠奪し、また土地の使用人から地代を徵收する。要するに、冲積地は國家の所有であると見做される。その際國家（そして政權を掌握せる官僚及び軍閥もまた）はその土地の收入を自分の財布にしまひ込むことが出来るのである。

道路、橋梁、河堤等々もまた國家の所有であり、政府はそのために強制的に土地を切り開く権利を享有してゐるものと認められてゐる。そして外國鐵道會社は土地を切り開く爲ためには代價の辯償を必要とするのである。中國の政府は一般的な規定として、買收しても代價を支拂はないのである。

土地に對する國家の所有はかかる形態をもつて説明すれば、その『純粹なる形態』を十分に描寫することが出来るであらう。

（註一）サハロフ著、『公民的及び道德的地位に於ける土地所有制』。

(註二) エンゲルス著、『家族、私有財産及び國家の起源』六十六頁。

(註四) 同書を見よ。

(註五) こゝで私が引用したものはヨルクの蒐集せる材料であり、これらの材料は未だボーリン、ヨルク共著『廣東省の農民運動について』の著作中には編入されてゐない。農民協會の蒐集せる湖北省關係の材料もまたヨルクが整理したものである。我々の目的はこれらの價值ある材料を十分に切り捨てる事であつた。

(註六) クリツップ著《Country life in South Chin.》、ニューヨーク、一九二五年版、一〇九頁。

(註七) レムソン著《Land Tenure in China》 1111頁。

(註八) ボーリン、ヨルク共著《The Peasant movement in Kwoutung》 1111五頁。

(註九) Despaube and Ghuye 著《Sore Village Studies》 Indian Journal Economics 1927 III P 478—

480

(註十) ヨルクス著『資本論』第一卷、7111三頁。

(註十一)《Richthofens Letters》 P 74

(註十二) Chinese Economic Monthly no.2 1924

## 第九章 中國に於ける土地私有の發達と性質

### — 土地所有の動員形態 —

中國に於ける歴史的に知られた最初の土地使用形態は所謂「井田制」と考へられてゐる。「古代中國に於ける井田制とは九百畝の土地が九つの同じ各部分に分割され、そのうち八部分が八家族に與へられ第九番目の部分は國庫用として共力して耕作される制度である。(九百畝は我々の度量衡にして五十デシヤチンである。) ロシアの中國通ペ・エス・ポボフは井田制を斯様に説明してゐる(註一、ポボフ——「孟子」1904年、二八頁) 井田制の開始は周朝時代(紀元前一二二二一一二六年)とされてゐる。この頃、中國は各様の大きいさの封建的或ひは氏族的諸侯に分れて居り、これらの諸侯はまた、農民に井田制に従つて土地を分配してゐた、とされてゐる。この制度は秦朝時代(紀元前二五六六年)まで存續し、其時代に至つて有名な秦の始皇帝に依り廢されたと云はれてゐる。

歴史時代に於て我々は中國に井田制を見出した事が一度もない。そして我々は一般にそれを一つの傳説と考へるべきではないかと思ふ。九百畝の土地は周時代に於ては五十デシヤチンではなく、十ニ・五デシヤチンである。當時、一畝は現在の四分の一であつた。そこで、農民の一家族の受ける土地

の量は百畝であるから、一・五デシヤチンと云ふことになる。當時の比較的低度な農業技術と收穫率を以てして農民の一家族が一・五デシヤチンで充分足りたと考へるのは明かに一つの荒唐無稽事である。實際は、周時代の農民は、都會の近くに於て百畝の良質の耕地と五十畝の惡耕地、或ひは百畝の良質の耕地と百畝の休耕地、また遠隔の土地に於て、百畝の惡質の耕地と二百畝の休耕地を耕してゐた。その他各成人男子は土地の質に應じて十二畝から五十畝の土地を與えられてゐた。孔子及び孟子自身、井田制を一つの傳説だと云つてゐる。孟子は彼の時代に井田制が既に存在せざることを悲しみそれは周の文王の時に存在したにすぎない、と云つて、この曾て存在したと考へられる制度の復活を提議してゐる。併し既に孟子の時代に存在せぬ井田制を、それより後の時代の秦の始皇がどうして廢止し得たのだろうか。

インドにも井田制の傳説がある。それに依るとドラヴィダ族は地土を十、或ひは十二の部分に分つたとされてゐる。ともかく、井田制は共同體的土地使用のそれぞれの形式をその下に秘めてゐるのである。併しその存在に關する科學的に確かな材料は中國にも、インドにも存在しない。

既に周時代の封建諸侯——それが封建諸侯にして氏族的族長ではないにせよ——は農民の耕作地や住宅をその手中に收めてゐた。傳説によれば、文王の時代には、『文王之囿』『芻蕘者往焉』『雉兔者往焉』『與民同之』『文王の庭園へは』『薪や草を刈る者も行けば』『雉や兔を狩る者も行く』『文王は人民と共同してこれを使用した』——日本譯註】と言はれてゐる。併しながら、孟子はすでに

『郊關之内、有<sup>レ</sup>園方四十里、殺<sup>ニ</sup>其麋鹿<sup>ヲ</sup>者<sup>ハ</sup>、如<sup>ニ</sup>殺人之罪<sup>ニ</sup>』「國境内には四十里四方の庭園がある。その鹿を殺した者はその罪、殺人罪と同じである——日本譯註」といつてゐる。

孟子の言説から判するに、當時既に市場、商人、手工業者等があつた。諸侯は商人から徵稅し、市場は莫大な人間群を集め、河川は膨大な量の穀物を運び、國內の經濟的貯藏は既に諸侯の倉庫及び商店にあつた。併し市場の發達は當時の諸侯の戰爭と兩立しなかつた、そこで商業資本の利益を代表してゐた秦朝は諸侯を滅ぼし、統一國家、統一軍隊、良好な道路で結ばれた統一市場をつくつた。秦の始皇帝の土地改革は決して既に長い間もう存在したことのない井田制の廢止ではなかつた。彼の行つたことは、農民に對する土地の割前を増加し、氏族制的諸侯を滅ぼし、農民を王家の農奴とすることであつた。この際貢稅及び徭役は、封建或は恐らく氏族制的諸侯時代よりも遙かに増加された。秦朝は共同體的土地の個人的經濟への推移を完成し、それに依つて個人的土地位占有を開始さしたものである。

戰爭と極度の農民搾取によつて呼び起された秦朝の顛覆後、封建的或は氏族制的諸侯を復活させやうといふ試みがなされてゐる。これ等封建的或は氏族制的諸侯の時代には、この土地占有の共同體的形態が存在したらしいのである。併し商業資本は十分強力であつた。そして農業技術は十分發達してゐた。それがために長い内紛の後、この企ては失敗した。有能な將軍であり且つ皇帝である武帝は、封建的諸侯の殘存に最後を與へ、氏族的諸侯の殘存物に徹底的な打撃を加へた。かくて、武帝は中國に存在してゐたプリモゲニツーラ（長子が氏族の統治權を世襲する制度）に最後を與へた。官僚的國

家機構と、比較的發達した國內及び國外の商業をもつた中央集權的專制制度は非常によく地主的土地所有と兩立し得た。併し、封建或は氏族的諸侯の制度とこれらの諸侯間に於けるたえざる内亂とは兩立しなかつた。

明朝時代に至つて皇族及び「勢力家」たちが國有の土地を掠奪し、農民を農奴としてその宮邸のものにしてしまつた。これによつて、「宮殿」的領土といはれる莫大な土地ができた。併しプロシヤ型或はロシア型の大土地所有をつくらうとする試みは、全國民的叛亂及び滿洲王朝による中國の占領によつて失敗に歸した。韃靼及び蒙古の征服者、明朝及び滿洲王朝は征服者種族のために、或は皇族の爲に身分制度或は士族的土地所有をつくりあげやうと試みた。併しこれらの企圖は、大規模に於ける身分制的大土地所有制度の強化とはならなかつた。門閥の廣大な土地は或る時は民衆の一揆によつて消滅せしめられ、或る時は商業及び高利貸資本によつて解體せしめられた。この結果、地主的土地所有の細斷の爲に、中國の土地關係には中間或は小地主が優勢を占めた。封建的型の大地主でなく、高利貸、商人、或は官僚出身の中間及び小地主が、中國の地主階級の中心人物となつた。これによつてヨーロッパ及び若干のソヴェートの中國研究家までもが主張してゐる「中國の農村に於ける社會的平等」の理論及び中國には地主階級がゐないといふ理論をもたらす一事實が説明せられる。併し乍ら、廣東省に於ては、例へば一千萬畝即ち全耕地の四分の一以上は、地主の手にある。而して農村を支配してゐる階級は、全耕地の三十乃至四十パーセントをなす血族的土地をも自由にしてゐる。湖北

省に於ては、大略全農家の四十九・五パーセントが耕地の六分の一を占め、全家族數の約十・パーセントの地主が耕地の三分の一を占めてゐる。湖南、に於ては大袈裟でも何でもなく、肥沃土の七十五パーセントは地主の手に在るといふ事實を主張することができる。我々は、中國に三萬の大地主（一萬人以上所有する）があるのか、一萬にすぎないのか、十萬あるのか、それは知らない。併し我々は、殆んど各縣に、一千畝以上の土地を持つ數人の地主が存在してゐるといふ事實を知つてゐる。それ等はそんなんに多數とは言へない。併しその代りに、選擇調査の結果から知るやうに、中間及び小地主の數は非常に多い。

農村に於ける階級鬭争の尖銳化が、既に引用された選擇調査よりも、よりはつきりとこの問題を明かにする。廣東、湖南、陝西、湖北、及び其他の諸省に於て「社會的平等論」は忽ち、實際に適合しなくなるといふことが明かになる。國民黨の指導者の壓倒的多數は、地主から成る。武漢及び南京軍の殆んど全將校は、地主の息子である。中國の將軍は殆んど例外なしに、地主である。都市のブルジョアジーは、緊密に土地所有者と結びついてゐる。商人及び銀行即ち主として高利貸的資本は、「土地化」してゐる。凡ての大小の巨商、官吏、將校、高利貸等は數百畝の土地を持つてゐるといふことが解る。一九二九年及び一九二七年に中國にゐた者、廣東省及び湖南省に於て偉大な階級衝突を眼のあたり見た者、農村に於ける中國資本家の中世紀的な白色テロルの慘酷な有様を目撃した者、すべてこれらの人々にとつては、中國に地主階級が存在するや否やといふ問題は、問題とするだけ野暮である。

勿論、中國地主の土地をヨーロッパの地主の土地と粗雑に、廣さを以て比較することは間違つた結論を生むことになるであらう。中國には三順耕地も牧場も森林もない。すべての地主の所有地は良好な肥沃地である。中國に於ては、それぞれの面積の收入率は、總面積に對する「收穫畝」の關係によつて規定される。そして我々の知る如く、一畝の土地は、二回時としては三回、又南部の若干地方に於ては四回の收穫さへも與へるのである。同じく畑田と水田との區別、畑田と水田との收入率の莫大な差異を考慮すべきである。水田の少い中國北部に於て、獨立せる農民が多く、水田の多い南部に於ては、借地農が農村の中心人物であるといふことは、非常に、教訓的なことである。中國の地主は最も良の土地を處理してゐる。彼等は、水田を握つてゐる。そして全中國的規模に於いて、（南北一樣）及び箇々の省の規模に於いても、農民の土地所有は最惡の即ち畑田に追ひこまれてゐるのである。そこで土地の比較的に小規模だといふことは、地主的の土地の收入性に關する正しい姿を示すものではない。廣西に於ては、例へば比較的小さな地主の一家の土地が屬々、一年二萬五千乃至五萬元の收入をもたらす。平均四乃至五人の家族をもつ中國の農民が、自分たちの暮しに一年四十六元乃至五十二元半を費すにすぎないので見れば、一年二萬五千乃至五萬元の收入は莫大な額たらざるを得ない。同じ廣西に於て、農民組合の材料によれば、地主の九十パーセントは、一千二百五十元の年收を與へる土地を占有してゐる。これは又、個人的消費のために、平均農民の一家が、一年に支出する額の二十倍である。

かくて中國に於ける歴史的發達の獨特さによつて大地主の所有地は、比較的多くの個人の所有地に細分されることになつた。この點に於て、中國の地主家族間に於ける土地所有の相續による分配は大きな役割を演じてゐる。比較的生活程度の高いこと、他國の地主と同じやうな、空費と徒費とのために、發達した高利貸制度の存在と共に、凡ゆる結果が生み出された。こゝから、地土を目當てとする階級鬭爭が中國に於て特に猛烈であるといふ特別の結果が起る。こゝでは問題になるのは、十五萬或是二十萬の小地主の搾取ではない。中國に於ける地主階級は、絶對的にのみならず、相對的にも、ロシアに於けるよりも遙かに數が多い。地主の都市ブルジョアジーとの關係は、比較にならぬ程緊密である。商人及び高利貸資本と土地所有とは、個人的結合に至るまで緊密に融合するに至つてゐる。地主は、己れの周圍に他人には見られない程、無數の寄生層を集めてゐる。この階級に對して勝利を占めることはたゞ、最も激烈な容赦なき血なまぐさい階級的衝突の裡に於てのみ可能である。併しこゝから中國に於ける「農業改革」は殆んど不可能であるといふ結論も起つて來る。地主の土地が比較的細斷されてゐるため、その數が比較的多い結果激しい鬭争なしには譲歩といふものは得られない。ロシアの地主、ルーマニアの貴族、プロシヤのユンケルは、寧ろ容易に「譲歩」した。その理由は彼等が、運轉資金を持つてゐたからである。中國の地主は運轉資金を持つてゐない。これに就ては、時代を二十五パーセントだけ引き下げる企てもあるが、それも不可能である。中國に於ては、土地問題に關して問題は決して二十五パーセントではなくて、永久に百パーセントである。これは勿論、農村

問題の革命的解決が不可避であるといふテーゼを掲げるならば、許容さるべきである。理論的には、他の方法も可能である。併し實際上それは殆んど確實性のないものである。結局、問題は階級闘争によつて決せられる。

地主的土地位所有と共に、農民的土地位所有が如何にして發達したかといふ問題に歸らう。漢朝の最初の皇帝の時代に、「王家によつて與へられた」農民の割地は、尙「家族的所有」と見做された。併し我々はやがて農民が自分の土地を地主、商人及び官吏に質入れしたり、賣り出したりしたのを見る。紀元後六年及び八年に於ける王莽の企圖即ち土地を上から「王有化」し、一定の標準以上の地主的所を沒收し、改革によつて農民の叛亂を防がうとする企ては、完全に失敗に終つた。農民の叛亂の血なまぐさい鎮壓の後に、一つの秩序が回復せられ、後漢王朝は、莫大な農民を借地人とした。韃靼人による中國の占領、魏朝の確立によつて、王有地の農民の殖民制度が復活された。隋朝時代に於てこの制度は全中國に普及した。併し決定的變革は、唐朝（紀元後六一八—九〇五）によつて行はれた。これに就てサハロフは次の様に記してゐる。

「その王朝の君臨の最初に於て行はれた布告によつてすべての人々は、性及び年齢の區別なく、もしそれが一家の主人である場合には、土地の一宗部分を、永久的所有として與へられた。その際、政府の仕事及び義務に奉仕し得る人間には、臨時に特に頭割の土地が附與された。永久的所有地として農民、商人及び手工業者に與へられた土地は魏朝の布告と異り、一つの所有者から他の所有者へ、販

賣或は他の方法により移譲することができた。この氏族的所有以外に、すつと大量の土地が政府に依つて分配された。これは、個人地である。十八歳以上の青年男子は八十畝の個人地を得た。この年齢に達しない少年、老人、若者、寡婦は、一家の主人である限り、又個人地を得た。併しこの場合には前者の半分であつた。人々が老齢に至つて、かゝる大量の土地を耕作し得なくなるや、又政府の仕事に従事し得なくなるや否や、個人地は政府の手に戻つて來た。政府の敵との交戦に於て受けた負傷者及び殘廢者のみは、個人地を一生所有する権利を得てゐた。同様に戰争に於て戰死したものゝ子や孫は成人に達しないでも、父祖の個人地を使用する権利を得た。負傷者に對するこれ等の除外例は與へられたが、併し個人地を勝手に賣るばかりでなく、質入れしたり、地代を取つて他人に耕作させる権利は與へられなかつた。凡ゆる人々は、分與された土地を、自ら耕作しなければならなかつた。法律によつて販賣或は質入れにより、自分の土地を他人に譲ることは禁じられてゐた。併し一般の貧窮狀態の結果、人々は、刑罰を以ておどされたにもかゝほらず、屢々政府の規定を破つた。土地の質入れが始ままり、遂にはその販賣が起るに至つた。この悪用が一般に普及した頃に、政府も一定の規則の上に個人地の販賣を許すに至り、購買者の所有を安全ならしむる爲に、不動産保證が與へられ出した。

「實際上——と中國の歴史家は云つてゐる——唐朝の政府は、民衆が氏族的土地のみならず、個人地をも、賣らねばならず、そして處々方々を放浪しなければならなくなつた時に至つても、それらに何等の憐憫の感をも持たなかつた。」

斯くて唐朝時代に始めて氏族制的土地と、個人的土地所有との合成が起つた。そして後には農民の割地の代りに個人的の土地所有が起るに至つた。國家によつて「與へられた」土地の質入れと賣買が許された。商業高利貸資本の壓迫の下に、個人的土地所有が起つた。

商業經濟、地主及び商業高利貸資本の支配狀態の下に、農民の土地所有は、農民的所有の否定を意味することになつた。商業の反映によつて、農民は掠奪せられ、自分の土地を賣り、借地農となつた大市場の下に於て國家の紊亂の下に於て、地主、官吏、富豪は暴力を以て農民の土地を取り上げた。勢力ある人々の專横、重稅、徵發に依つて、農民は、地主の下に集り、彼等の借地人となつた。そして彼等に保護を求めた。飢饉、自然的災害、高利貸制度によつて、これ等の過程が早められた。農民所有の確立は農民を、半農奴、半奴隸借地農にする前提を作つた。中國史の各時期に於て、各王朝の下に於て、最も異様な形態を以て、この過程が起つた。時々、激しい叛亂、荒廢、全國にわたる破壊によつて、これは中斷された。併し、中國に於て「個人的土地所有權の內容は、ヨーロッパ及びアメリカの凡ゆる國と同様に、完全であつた」と主張するサハロフやフランクや其他の人々は正しいであらうか。

私人的所有の性質に關しては、既に理論的には青年時代のマルクスが説明してゐる。彼はブルードンと論争したる節、一八四六年十一月二十八日アンネコツクに宛てゝ次の様に云つてゐる。

「實際の世界に於てはこの反對である。分業及びブルードンの凡て其他の範疇は、社會關係である。

それ等の社會關係の合成が、現在財產と名づけられるものを作り出すのである。これ等の關係の外部に於ては、ブルジョア財產は單なる形而上の或は法律的な幻想にすぎない。例へば封建時代のやうな、何らか他の時代の財產は全然別の社會關係のうちに發展する。財產を獨立した關係と規定することによつて、ブルードン君は、形而上の誤謬以上のものを行つてゐるのである。彼はブルジョア生産のすべての形態を結びつけてゐる聯關を擱んでゐないといふこと、一定の時代に於ける生産形態の歴史的及び過渡的性質を理解してゐることをはつきりと示してゐる。」（註一、「哲學の貧困」）

かくの如く、私有財產は永久的範疇ではない。ブルジョア私有財產は單に一定の社會關係の下に存在するにすぎない。中國の實際はマルクスのテーゼを甚だよく確證してゐる。地主の土地に對する私有財產權は、中國に於てブルジョア社會關係に於ては、全然不可能であり、全然考へられない様な制限を受けてゐる。中國の地主は一般に、借地條約を破棄する權利を持たなかつた。この權利を持ち出したのは、ほんの最近の數十年この方である。地主は一般に、借地人が地代を正しく收める限り借地人を土地から追ひ出す權利を持たなかつた。中國の法律觀念によれば、地主は地代に對する權利を持つてゐるのであり、借地人はその土地の「永久」借地權を持つてゐるのである。その上、借地人は「永久」的借地の場合には、自分の借地權を、地主と相談したり、同意したりすることなしに、賣り拂ふ權利も持つてゐたのである。中國に於ては借地權は法律上販賣し得る對象である。息子は父の永久借地權を相續する、そして問題は何等かの偶然的な借地關係に關するものではない。何となれば、永久

的借地は、中國に於ける借地關係の一般的形態であるから。

永久借地權を伴ふ地主的土地位所有が、中國に於てのみ存在するのではなく、印度の多くの地方、近東のマホメット教地方、チユニス、アルヂエール、モロツコにも存在するものであるといふことは注意すべきである。我々はこの形態をイタリ－南部に於てさへも發見する。そこには約一萬五千人の「永久」借地人が居る。日本、朝鮮、スペイン、スキツツルに於て、永久的借地は、同じく大きな役割を演じてゐる。

全南部江蘇省（約四千六百萬畝）に於ける調査は次のことを示した。借地の八〇・九パーセントは永久的借地であり、一七・八パーセントが三年の期限のものであり、一二・二パーセントが五年の期限のものである。廣西に於ける東部七縣に於て、長期間の借地は一一・二パーセントであり、短期間の借地は一八・七パーセントであるが、永代借地は全借地關係中の七〇・一パーセントを占めてゐる。關東省に於て、永久的借地は同じく甚だしく重要な役割を占めており、それに就ては次の様に云はれてゐる。「この借地形態は、數百年以前に起つた……屢々借地人は、斯様な土地を地主の同意なしに又貸してゐるのを見受ける」「永久」的借地は中國本省に於いてあらゆる地方に亘る壓倒的借地形態である。滿洲及び蒙古、即ち新たに殖民の行はれた地方には、借地關係のこの形態は、餘り普及してゐない。そこに普及してゐるものは、より近代的な借地形態である。

「永久」的借地の傳統は非常に強く、半野蠻的な中國の官憲さへも、借地人が地代を拂つてゐる限

りそれを土地から追ひ拂はうとはしない。直隸に於ては次の様なことが起つてゐる。地主が己れの所有地を賣り、その買受人が以前の借地人を追ひ拂つて、新しい借地人を呼び寄せやうとした。併し以前の借地人は土地から離れない。地主が政府に訴へたときに、政府はそれを援助することを拒絶して次の様に云つてゐる。問題は永久借地に關する、と。このことは全く最近起つたことで、專横、無政府狀態、地主の暴力、市場關係の勢力、貨幣の權力が、既に古い傳統を打ち破つてゐる時代のことであつた中國の民の頭腦に於てさへ、無制限なブルジョア的土地私有權の觀念が起つてゐないといふことは明らかである。彼等はブルジョア的法律觀念及び法律關係を、未だ資本主義的でなく、たゞ資本主義に向ひつゝあるにしかすぎない社會關係の上に、持つてくるフランク博士よりも、より辯證法的にものを考へてゐる。

中國の法律に依れば肥沃地は二部分——地表と地下とよりなる。「永久」借地人は中國の法律觀念によれば利表の栽培權を持つてゐるのであつて、地主は地下の所有權を持つてゐるのである。これら二つの權利は一諸にして始めて土地に對する完全な有所權となるのである。地主は地下を販賣し得る他方借地人は地表の栽培權を地主の同意なしに販賣もし得るし、貸出すこともできる。これを中國では地主と借地人の「共同的土地領有」と云ふ。一般的に云つて、土地の購買價格は二部分より、即ち地表の生産性に對する價格と地下の價格とよりなるのである。前者は借地人のものであり、後者は地主のものである。これらの價格の關係はあらゆる具體的な各場合に應じて變つてくる。一畝の土地が

八十元であると假定しよう。借地人は自分の地表権を五十元で賣り得る。地主は地下の所有権に對して三十元の權利がある。併しこの關係には反對の場合もあり得る。

その動搖と差異とは傳統的土土地法律關係に對する高利貸的及び商業資本的、それから地主的搾取の影響に依つて説明される。

若し借地人が地主に地代或ひは利子をとどこらした場合は借地人はその地主なり高利貸になりに自分の法律上の地表権の一部を質入れする。この一部分は或ひは六分の一、五分の一、三分の一、二分の一等等である。その時から質入れの部分は地主或ひは高利貸の所有となる。借地人から地表権の一つから次へともぎることに依つて、地主は次第に何十年間かの間に地表権をもまた地下に對する権利をもその手にあやつるに至る。この長期にわたる、農民にとつて苦痛に充ちた鬪争に勝利することに依つて、分割されぬ所有権をこの手に納めることに依つて地主は借地人が若しいいろいろな事情から地代をきちんと納めぬ場合があれば、それを追ひ出すことができるのである。「共同的土地所有」は江蘇及び安徽に於て完全な法律的形式を獲得してゐる。

地表及び地下に對する別々な權利と云ふ法律的形式はあらゆる省に存在する。かかる法律的形式の存在しない場所に於ても、實際上「永久」借地權に依つて、自分の土地は轉貸され得るし、また自分の借配權は販賣せられ得る。多くの各省に於て、例へば廣東、山西などに於て「永久」借地はいくたの場合既に長期借地となつて了つてゐる。土地は五一—一五一—二〇年間貸出される。その際借配人

がその契約條件の凡てを遂行した場合に限り、借地人は借地關係を更新させる無條件的な權利を持つのである。(註一) 江蘇省南部及び廣西省東部に於て借地契約の一〇%は短期契約である。農民經濟の一般的沒落、農村に於ける貨幣勢力の増大、五——十倍もへの稅金の增加、自然的災害、高利貸の勢力の增大等に依つて、土地に對する非分割的所有權の地主への移行過程がはやめられてゐる。借地關係の點檢に依つて、我々は新しい借地關係が中國の農村に侵入し出したのを見る。併し尙「永久」借地の傳統的形態は至るところに存在して居り、中國中部に於ては江蘇、安徽及び浙江に於て「共同的土地所有」が優勢を占めてゐる。(註一) この問題に興味を持つ讀者は次の資料に材料を見出すであらう。コルノフキー「中國に於ける土地所有と農業」《Chinese Economic Monthly》1925—1926 No. No. 2. 7. 10. 《Chinese Economic Journal》 v1 No.1 1927)

これらの法律的關係を自覺せず、或ひは認めないならば、奇妙な間違つた結論に達することになるであらう。中國の土地關係の研究家は、外國人であると中國人であるとを問はず、非常に屢々、例へば土地に投ぜられた資本が極めて少く、その際甚しく各種各様な收入をもたらすことを指摘してゐるアメリカの教授、バツクは中國の地主をあはれんで次の様に云ふ。「此處、中國に於て地主の利潤ながらびに貧しい被抑壓借地人について多くの事を聞いた。我々の調査の結果は實際の事情が全然別であることを示す。十三人の借地人の經濟の調査の結果、地主はそこに投下した資本から僅かに二・五%しか得ぬことがわかつた。」(註二)、エルバツク《An Economic and Social Survey of 102 Farms》一五頁)

中國の土地所有の特徴を忘却してゐるバツクの誤謬は、彼がその計算の基礎に土地に對する全價格をとり、蕪湖（バツクの研究した）に於て、地表の生產性に對する借地權が鞏固であり、借地人は自分の權利を賣ることさへ出來るのだと云ふことを忘れてゐる點にある。現在蕪湖に於て一畝の價格は八十元である。併し地主の所有權、即ち地代收得權が問題となる限りに於て地主の分はそのうち三十元に過ぎない。（註三、『The Chinese Economic Bulletin』 1925 No.2）地主の收入はそれ故八十元から計算するべくではなく、三十元から計算するべきである。地主はそれ故、「投下された」資本の二・五%ではなく、八・三%を得るのである。中國土地關係のこの<sup>特徴</sup>によつて、就中、土地の「動員」過程、農業人口の流動につひて、農民の土地喪失につひて多かれ少かれ正しい考へ方を得ることの不可能が説明される。中國に於ては土地の賣買に對して購買價格の三%に及ぶ特別な稅金が徵收される。實際に於ては官吏は三%ではなく、九一一〇%を徵收する。その際この收入の大部分を私する。土地の賣買取引の大部分が全然登記されない、と云ふことは大して驚くにもあたらぬことである。併し尙、各省の豫算に於ては土地賣買取引の登記からの收入が數へられてゐる。浙江省に於てはこの收入は一九二三年に於て八十四萬七千七百十九元であつた。四川省に於ては一九二一年、百九十八萬七千二百十元であり、雲南省に於ては一九二四年、三十八萬元であつた。勿論、各省の豫算の信用のおける程度は中國の統計よりも一層少い。實際に於てこれらの收入はここに示された「豫算額」の三倍、十倍にも達する。若し我々が登記は單に實際に取引された額の一部——ある時は三分の一、ある時は

五分の一——に對して行はれるにすぎないことを知るならば、次の事がわかるであらう。浙江省に於ては一年間に一方の手から他方の手へ土地所有權が市場價格にして二千八百萬元、四川に於て六千五百萬元、雲南に於ては千三百萬元に達するのを知るであらう。廣東省に於ては二十八縣にわたつて一九一六年より一九二五年までに、非常に不完全な材料に依つて見るに、約二十七萬圓の土地賣買が行はれてゐる。併し眞に遂行された取引が實際上少くともこの政府のあげる數字の三倍になることを知れば我々は非常に甚しい土地の動員過程が起つてゐることを認めざるを得ない。

これらの材料は併し中國の農村に起つてゐる過程の眞の有様を示すものではない。屢々地主は自分の地代收得權を他人に販賣する、が借地人の狀態には變るところがない。實際、最近に於て、新しい地主は地代を高めようと試みる、他方借地人は餘儀なく新たな「父たる」地主の苛酷な要求に同意する。また借地人は自分の借地權を販賣する、そしてそれを買つたものは以前の地代を拂つてゐる。併し最も屢々起つてゐることは、獨立の農民が餘儀なく、自分の土地を將軍、士官、地主、官吏、商人に賣ると云ふことである。これらの人間は農民に對して高利貸でもあるのだ。この過程は現在、驚くべき急速さを以て陝西、河南、山西及び直隸の一部に起つてゐる。租稅はこれらの諸省に於ては一年間に二一三一五—六回も徵收される。その際それはとも角も農民がいくらかでもの金錢を持つてゐる收穫後に限らず、將軍連が戰爭遂行に軍資を必要とする度毎に行はれるのである。傳統的な期限を破つた、豫期しなかつた稅金——それは屢々督軍を滅茶苦茶に金持ちにする原因となるのであるが——を支拂

ふたために、農民は餘儀なく高利貸にたよる。無制限の徵發、兵士の掠奪、馬賊等が農民の經濟を破壊して丁ふ。土地を所有する農民にとつて、「獨立」の經濟を續けるより自分自身の土地の借地人となる方が有利になる。地主や勢力家は如何にして稅金からのがるべきかを知つてゐて、屢々自分の借地人をもさえ徵發の魔力から保護することができる。陝西省に於ては稅金、徵發、戰爭、馬賊が甚しいので、農民の土地の價格は平均一畝につひて十八乃至五十元下つた。富豪達はこの土地を殆どただの様にして買占めて丁ふ、他方農民は同じ土地を借地農として耕作して行く。十五——二十年前まで陝西に於て壓倒的多數者であつたものは獨立の農民であつた、借地農は可成り稀な現象であつた。現在陝西中部に於て約四〇——五%の農民は將軍、商人、士官及び官吏の借地人である。(註一、この材料は數ヶ月の間陝西に於て中國の戰爭のあらゆる容姿を見てきた同志セイフリンの報告からとられた。)

陝西に於て一八八〇年、英國の宣教師バグナルはほんのまれに借地人を見つけたにすぎなかつた。

現在全農民經濟の八十%は借金を負ひ、全農民經濟の二十一%は借地人である。(註二、地方農民組合の報告から。) 河南省に於ては權力の急速な轉換及び匪賊のために、相當勢力家の間でも土地の買占めは歓迎されず、且つこの買占めも偽の人物を通じて行はれる。併し獨立の農民を借地人にする過程は河南に於ても起つてゐる。(註一、河南に於ける材料は同志テルニの材料からとられた。) 北方に於ては獨立の農民の借地人への轉化は近代的農村生活に於ける重要現象となつてゐる。また農民の土地喪失は此處では獨特の形態を以て行はれてゐる。かくて、土地所有の集中化が進んでゐる、併しこの過程は土地

使用の集中化を伴はず、反対に細斷された、小さな土地使用を伴つてゐる。

中國の農村は土地所有の集中化のあらゆる悲惨さを経験してゐる。同時に土地使用の細斷は技術のより低下、農業労働の生産性の低下を呼び起してゐる。舊來の傳統的な土地所有形態は破棄され、廢滅しつつある。そして、そのかはりに、新しい、獨特な、時としては近代的な土地所有により似たものさえも生れつつある。帝國主義と中國の商業高利貸資本の婚姻から怪物的な子供が生れつつある。

そのなかに土地所有の動員が起るところの法律形態もまた、ブルジョア形態への轉化の傾向を持つ前資本主義的性質のものである。最も多様な賣買形態の多くは二つの基本的な土地販賣形態に還元せられ得る。(一) 終局的な土地の販賣、(二) 或ひは地表の或ひは地下の終局的な販賣。

前者の形態は何等の困難もなしに把握し得る。それは土地取引の近代的形態に相應するものであり、かかるものとして、より後期の發達の結果である。併しそれもまた形式的にはあらゆる傳統的な残さ、い及び被物に依つておぼはれてゐる。文書の契約は次の様に書き出されねばならない。『余(賣主の姓名)因<sup>ル</sup>需<sup>ム</sup>錢正急、且於同族中<sup>ニ</sup>并<sup>ハ</sup>無<sup>キ</sup>有<sup>リ</sup>意<sup>タ</sup>購<sup>ム</sup>余之土地<sup>ヲ</sup>者、茲<sup>ヨ</sup>同<sup>レ</sup>意<sup>タ</sup>將<sup>ム</sup>余之土地<sup>ヲ</sup>出賣<sup>スル</sup>コトニ』  
〔小生儀(賣手の姓名)火急ニ金子ノ必要ヲ感ジ、且ツ同族中ニハ小生ノ土地ヲ購買スル意志ヲ有スル者無キヲ以ツテ、ココニ、小生所有地ノ賣却方ニツキ同族員ノ同意ヲ得テ……云々】——日本譯註】多分この形式は尙未だ血縁的割地が存在して居り、農民の個人の割地の販賣は唯同族中の間に於てのみ許されてゐた時代の殘存物であらう、併し第二の形態もまた我々にとつて困難をなすもので

はない、土地所有権が地表権と地下権とに分れるものである以上、これらの権利の分賣は當然である。

中國中部及び南部の一部分に於ては土地取引のこの形態が壓倒的である。

土地の抵當形態は三つの基本型に分けることができる。(一)あらゆる土地を一定期間抵當に入れること。(二)或ひは地表、或ひは地下を一定期間抵當に入れる事。(三)ある時は土地全部、或る時は地表或ひは地下を期間を定めず、併し買戻権を保留して抵當に入れる事。

中國の法律家はこれらの形態の土地抵當化を抵當化と考へず、販賣と考へてゐるがそれは根據のことではない。中國の抵當制度は、土地が土地所有者が自己の引き受けた義務を遂行する限り舊來の所有者の手にある様な近代的、ブルジョア的な抵當形態とは全然別である。中國に於ては抵當化の場合、土地は直ちに債權者の手に渡る。土地からの收入は、利子に相應する部分と考へられる。中國に於て抵當化が土地所有の一方の手から他方の手への移行の源始的形態であることは疑ひを容れぬ。なぜなら唐朝以前まで土地の販賣は形式的には法律に依つて許されて居らず、農民の割地は人間と切り離せぬものと考へられてゐたからである。商業高利貸資本はこれらの障害を破らないで、それらを一般化しただけである。それは一定期間内に於ける買戻権、及び期間の指摘のない買戻権を伴ふ販賣形態をつくり出した。この際土地は通常、債務者に貸與された。最初買收権は、あらゆる材料に依つて見るに、無期限のものであつた。土地所有者、或ひは正確に云へば家族或ひは種族の代表者は土地を任意の時に買戻す権利を持つてゐた。勿論この権利は純粹に形式的なものであつた。なぜなら荒廢

せしめられた農民はほんのまれな場合にしか自分の以前の土地を買戻し得なかつたから。併し買戻し権は世襲權としてさえ認められ、その農民の息子や孫達は同じく、抵當に入れられた土地の買戻し権を持つてゐた。かくてより正確な期間設定の必要が生れた。一七一三年、買戻し権は唯三十年間有効であるにすぎないと宣言された。現在土地買戻しのための最大限は十年間とされてゐる。若し土地が一定期間（三一五年）抵當化されたのなら、その抵當期間の過ぎた後、若し以前の土地所有者がそれを買戻し得ないならば、終局的に土地は債權者の手に移る。かかる場合には個人的な協議により、或ひは政府の決定に依り、債務額と土地の購買價格との間の差額が定められる。そして債權者は舊の土地所有者は債務者にこの差額を支拂はなければならぬ。この差額が政府によつて債權者に有利にきめられるると云ふことを強調する必要はない。屢々起ることであるが、農民債務者は一家を引きつれて何處かへ移住して了ひ、差額支拂の要求を全然起し得ない場合もある。土地を抵當にして金を貸し、其の結果土地財産を自分の手に收めるのは非常に有利な事である。

農民の所有權の抵當化は現在中國北部に於て特に重要な役割を演じてゐる。直隸、山東、河南、陝西、また最近は山西に於てこの過程は非常に急速に進んでゐる。南京大學の行つた雁山縣の農民經濟の調査に依れば、全農家の肥沃地の10%は抵當になつてゐる、と云ふことである。

マホメット教の行はれてゐる近東諸國に於て土地所有動員の法律的形態が全く完全に中國のそれと一致してゐる、と云ふことを知るのも興味のないことではあるまい。ヨーロッパの中世紀の初期も土

地所有動員の同じ形態を持つてゐた。

以上に説かれたことから、我々の意見によれば、中國土地所有の形態にせよ、その動員及び抵當化の形態にせよもが、非近代的・非ブルジョア的性質を帶びてゐると云ふことは全く明かであり、論する餘地のないことであらう。商業高利貸資本は土地所有の共同體的、或ひは血縁的形態を破壊し、解體させるのには充分強かつた。併し、中國に於ける資本主義的生産方法の發達に依つて、始めて土地所有はこの生産方法に應ずる形態をとり始めたのである。發達は新たな、より近代的ブルジョア的な土地所有權の形態をつくりだすに至る。現在土地法律關係に於て起つてゐる過程と傾向とを我々が把握することに成功すれば、我々は中國に於て二つの平行した過程が起りつつあることを確證し得るであらう。舊來の所有形態（王有地、地族、寺院の土地、共同的土地所有）の淘汰、清算の過程が起つてゐる。他方より近代的な借地、抵當化的形態の形成、農民の土地所有の「永久」借地たるに至ることによるその販賣の過程が進んでゐる。若干の確信を以て、海岸地方の諸省及び楊子江の流域に於てはより近代的な形態への發展傾向が壓倒的であるといふことを確證することができる。北部及び西北部の諸省に於ては農民的土地所有の地主的土地所有への、農民の「永久」借地人への轉化傾向が壓倒的である。滿洲及び内蒙古に於てはより近代的な諸形態も發達しつつあるが、租稅による壓迫、高利貸制度、馬賊及び商業欺瞞のために土地關係のよりおくれた形態も始まり、且つ再生産せられつつある。

中國の地主は英國のランドロードの様に自由に自分の土地を處理し得ない。地主と借地との「共同的土地所有」「永久借地」地代を支拂はぬ借地人に達する投獄、借地人の妻子の抵當化、それらの虐待、個人的責務の殘存、オトラボトキ、（ロシアの農民が地代の分として地主の土地に一定日數働いた制度）——凡てこれらは前資本主義的な土地關係にとつて特徵的な事物である。併し中國に於てはこの他に、土地所有はブルジョア的權利から見て、非常に無益な、馬鹿げた、收穫後、貧民が落穂を集めの權利と云つたものに依つてもとりかこまれてゐる。「中國に於ては至る所に於て、貧民は收穫後落穂を集めることを自分達の權利と考へてゐる。これは大家の主人が反對することの出來ぬ一つの習慣による權利である。中國の貧民のなかには、落穂拾ひ、烟泥棒、乞食等でのみ暮してゐる何百萬もの貧民がある。彼等は單に落穂藁棉花を拾ひ集めるのみでなく、植物の根を抜き、豆や馬鈴薯の葉を集めそれらを燃料にする。」（註一、ワグネル『Die chinesische Landwirtschaft』276—231）多分ワグネルはこの風習の普及狀態を大げさに云つてゐるのであらう。併しとも角、中世紀的な「私有財產に對する試問」は廣汎に現在中國に於て行はれつつあるのである。土地所有は尙未だ政治上の及び社會上の諸制限から解放されてゐない。全中國的規模に於ては尙未だ、純粹の商品形態にまで至つた、近代的ブルジョア的土地所有は存在してゐない。それは、併し生れつつあり發展しつつある。

昭和六年十一月十日印刷

昭和六年十一月十五日發行

定價金壹圓

譯者  
中國問題研究會

東京市神田區今川小路三ノ六

發行者  
合資希望

代表者  
市川義雄

閣

東京市京橋區築地二丁目五番地

印刷者  
川崎佐一

權作著

有 所

發行所

東京市神田區今川小路三ノ六  
振替東京六七五一九番

合資

希望閣

〔行印所刷印崎川〕





拾三  
年丁巳  
年八月



LIBRARY OF CONGRESS



0 020 208 911 2

¥.100

00202089112  
Jun 11, 2014

12318412  
Library of Congress, Asian Division  
Madjar, L. (Ljubljana), 1891-1940:880-03 Purotetra Kagaku Kenkyū

[101] Chugoku noson keizai kenkyū  
Chugoku noson keizai kenkyū  
12318412  
Library of Congress, Asian Division  
Madjar, L. (Ljubljana), 1891-1940:880-03 Purotetra Kagaku Kenkyū

[101] Chugoku noson keizai madi  
Chugoku noson keizai madi  
00202089112  
Jun 11, 2014

